

社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県公務員獣医師インターンシップ実施要領により開催するインターンシップ（職業体験）に参加する獣医師を支援し、鳥取県公務員獣医師の確保を目指すことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 重要な変更
鳥取県公務員獣医師インターンシップの参加	獣医師	鳥取県公務員獣医師インターンシップに参加するための往復交通費、宿泊費、保険料 但し、宿泊費は1泊につき6,000円を上限とし、食事代等は含まない。保険料はインターンシップ参加期間のみの傷害・賠償等の保険とする。	1 事業の中止 2 補助金の増

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度社会人獣医師インターンシップ支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した 経費） （A） + （B）	負 担 区 分		備 考
		県 費 （A）	そ の 他 （B）	
1 実習地までの往復旅費 2 保険料	円	円	円	
合 計				

3 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 実習地までの 往復旅費 2 保険料	円	円	円	円	
合 計					

5 添付書類

- (1) インターンシップ実習計画書 (任意様式)
- (2) インターンシップ実習報告書 (別紙様式)
- (3) 補助対象経費に係る領収書、保険契約の写し (実績報告時)

別紙様式

〇〇年度社会人獣医師インターンシップ実習報告書

氏 名

月 日	実 習 内 容	感 想
月 日 ()		

その他、インターンシップ実習に関して気づいた事、改善点等ご自由にお書きください。

[]

様

職 氏 名



〇〇年度社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名

代表者氏名



〇〇年度仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった 年度社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金について、社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号鳥取県農林水産部長通知）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）参考となる資料を添付すること。